

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年 5月24日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社ゲオ
【届出者の住所又は所在地】	愛知県春日井市如意申町五丁目11番地の3
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	0568-33-3200（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 久保田 貴之
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ゲオ東京本部 （東京都新宿区高田馬場三丁目46番25号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

- （注1）本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社ゲオを指し、「対象者」とは、株式会社ウェアハウスを指します。
- （注2）本書中の「法」とは金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注3）本書中の「令」とは金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注4）本書中の記載において、日数又は日時の記事がある場合は、特段の記事がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。また、本文中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日を除いた日数をいいます。

## 1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年5月17日付で提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、法第27条の8第2項に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正事項】

### 第1 公開買付要項

#### 6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

(3) 許可等の日付及び番号

## 3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 第1【公開買付要項】

### 6【株券等の取得に関する許可等】

#### (2)【根拠法令】

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付けによる対象者株式の取得につき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項の定めにより、公正取引委員会に事前届出を提出する必要があるが、当該届出が受理された日から30日を経過するまで（以下かかる期間を「待機期間」といいます。）は本公開買付けによって対象者株式を取得することはできません。なお、公開買付者は、平成22年4月23日付でかかる事前届出を公正取引委員会に提出し、同日付けで受理されています。したがって待機期間は平成22年5月23日に終了する予定です。本公開買付けによる対象者株式の取得については、公正取引委員会の事前相談制度は利用しておりません。なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者の株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合、又は、同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、後記「第1 公開買付要項」の「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了した場合には、訂正届出書を提出いたします。

(訂正後)

公開買付者は、本公開買付けによる対象者株式の取得につき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項の定めにより、公正取引委員会に事前届出を提出する必要があるが、当該届出が受理された日から30日を経過するまで（以下かかる期間を「待機期間」といいます。）は本公開買付けによって対象者株式を取得することはできません。なお、公開買付者は、平成22年4月23日付でかかる事前届出を公正取引委員会に提出し、同日付けで受理されており、待機期間は平成22年5月23日に終了いたしました。本公開買付けによる対象者株式の取得については、公正取引委員会の事前相談制度は利用しておりません。また、公開買付者は、公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けておりません。したがって、当該待機期間の終了により、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間は終了しております。

#### (3)【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

本届出日現在、該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付 平成22年5月24日（措置期間の終了による）  
許可等の番号 公部株第7号（事前届出における受理番号）